

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布します。

平成27年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第31号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則（昭和34年長野県規則第67号）の一部を
次のように改正する。

第64条中「及び条例附則第16条第2項」を「並びに条例附則第16
条第2項及び第6項」に改める。

第66条第1項中「の規定」を「若しくは第4項の規定」に改め、
同条第3項中「又は条例」を「、条例」に、「に規定」を「又は
条例附則第16条第5項に規定」に改める。

第66条の5中「第70条の4第26項」を「第70条の4第27項」に改
める。

第66条の6第2項中「附則第10条第13項」を「附則第10条第16項」
に改める。

第66条の7中「及び条例附則第16条第2項」を「並びに条例附則
第16条第2項及び第6項」に改める。

様式第86号中「及び」を「、附則第16条第4項）及び」に改め、
「附則第16条第2項」の次に「、附則第16条第6項」を加える。

様式第88号中「の規定」を「、附則第16条第4項）の規定」に
改める。

住宅の用に供する土地
耐震基準不適合既存住宅
被収用不動産等の代替不動産 用中
心身障害者の雇用に係る施設

「
 〔
 住宅の用に供する土地
 耐震基準不適合既存住宅
 被収用不動産等の代替不動産 用
 心身障害者の雇用に係る施設
 〕」

「
 〔
 住宅の用に供する土地
 耐震基準不適合既存住宅
 被収用不動産等の代替不動産 用
 心身障害者の雇用に係る施設
 改修工事対象住宅
 〕」

附則第16条第6項において」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

税務課